

# 放射線障害予防規程について

## -放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド-

---

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
長官官房 放射線防護グループ  
放射線規制部門

# 1. 施行規則第21条改正早見表

法令改正事項		許可届出使用者			許可 廃業者	届出 販売業者、 届出 賃貸業者	表示付 認証機 器使用 者
		特定許 可 使用 者	許可 使用 者	届出 使用 者			
放射線障害予防規程の見直し ※1【文書3】	規則第21条第1項	○	○	○	○	△※2	—
	取扱いに従事する者の 管理を含む安全管理、主 任者の代理者	○	○	○	○	△※2	—
	放射線施設の維持及び 管理並びに点検	○	○	○	○	—	—
	危険時の情報提供	○	○	○	○	△※2	—
	応急の措置を講ずるた めに必要な事項(危険時 の事前対策)	△※3	△※3	△※3	—	—	—
	業務の改善	○	—	—	○	—	—

※1 **放射線障害予防規程の変更は、平成31年8月30日まで**に届け出ること。(対象事業者の範囲)

※2 表示付認証機器又は表示付特定認証機器のみを販売又は賃貸する者を除く。

※3 告示「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」に定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。

# 1. 施行規則第21条(1/3)

改正後	改正前
<p>1 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p>	<p>1 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p> <p>1の2 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p>
<p>2 放射線取扱主任者の代理者に関すること。</p>	<p>1の3 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。</p>
<p>3 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。</p>	<p>1の4 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）に関すること。</p> <p>1の5 放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。</p>
<p>4 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>	<p>2 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>

# 1. 施行規則第21条(2/3)

改正後	改正前
5 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあっては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないうきの措置を含む。）。	3 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあっては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないうきの措置を含む。）。
6 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。	4 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。
7 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。	5 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
8 健康診断に関すること。	6 健康診断に関すること。
9 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。	7 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
10 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。	8 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。
11 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。	9 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。
12 危険時の措置に関すること。	10 危険時の措置に関すること。
13 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。	

# 1. 施行規則第21条(3/3)

改正後	改正前
<p>14 第29条第1項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。</p> <p>イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること。</p> <p>ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。</p> <p>ハ 応急の措置の実施に関する手順に関すること。</p> <p>ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。</p> <p>ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。</p>	
<p>15 放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。</p>	
<p>16 放射線管理の状況の報告に関すること。</p>	<p>11 放射線管理の状況の報告に関すること。</p>
<p>17 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>	<p>12 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>
<p>18 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>	<p>13 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>

## 2.ガイドの位置づけ(1/2)

放射性同位元素若しくは放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)又は放射線発生装置の使用者等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書(変更を含む。以下「申請書等」という。)の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬(以下「取扱い」という。)の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る**放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。**

- ▶ 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(平成29年12月13日原子力規制委員会)は、法令に基づき予防規程又は下部規程に記載すべき共通の事項を示しており、本ガイドに**記載していない事項であっても、施設の実態に応じて放射線障害予防規程に記載することが望ましい事項は、各使用者等において判断して記載することが可能**

※ 本資料は、ガイドとガイド(案)に対する意見とそれに関する考え方を基に作成

## 2.ガイドの位置づけ(2/2)

本ガイドは、**予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである。**

- ▶ **予防規程については、ガイドを参照しつつ、使用者等自らがその事業の実態を踏まえ、判断し、適切な事項を記載することが必要**

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、**本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。**

- ▶ **使用者等がそれぞれの実態を踏まえて下部規程を作成する方が効果的な場合には、下部規程を作成する旨を予防規程に記載することで対応可能**
- ▶ **予防規程の要求事項について、他法令に基づいて設けた仕組みを活用することは可能**  
その際には予防規程において活用するその仕組みを明記することが必要

## 3. 予防規程に定める事項

- ① 共通事項
- ② 職務及び組織
- ③ 主任者の代理者
- ④ 施設の維持及び管理
- ⑤ RI等の利用
- ⑥ RI等の受払、保管等
- ⑦ 測定
- ⑧ 教育訓練
- ⑨ 健康診断
- ⑩ 保健上必要な措置
- ⑪ 記帳及び保存
- ⑫ 災害時の措置
- ⑬ 危険時の措置
- ⑭ 情報提供
- ⑮ 応急の措置
- ⑯ 業務の改善
- ⑰ 管理の状況の報告
- ⑱ 廃棄物埋設
- ⑲ その他



## ① 共通事項(1/2)

- 0-1) 予防規程に記載する放射性同位元素等及び放射線発生装置の管理方法は、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の**利用形態に応じた管理方法を具体的に規定**すること。
- 0-2) 予防規程は、工場若しくは事業所、届出販売業者、届出賃貸業者又は廃棄事業所(以下「事業所等」という。)ごとに作成すること。
- ▶ 大学構内に存在する**複数の事業所の予防規程の内容が同一**でも、予防規程は**事業所ごとに届出が必要**
- 0-3) 予防規程に定める事項のうち、具体的な手順、方法及び連絡先等を**下部規程に委任する場合には、下部規程の名称を記載**すること。
- ▶ 予防規程に記載すべき事項は多岐に渡ることから、**具体的な手順、方法及び連絡先等文書の階層化を図ることは可能**  
下部規程がさらに階層化されている場合、それらを包含する最上位の規程の名称を予防規程に記載することで対応することも可能
- 0-4) 各号に規定する事項の実施に際し、複数の者の承認を必要とする場合には、**決定権者又は最終承認者を規定**すること。なお、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)の確認等を受ける場合は、その旨も規定すること。

## ① 共通事項(2/2)

- 0-5) 予防規程は、必ずしも各号ごとに規定する必要はなく、複数の号で要求されている事項をまとめて規定した方が整理しやすい場合は統合してもよいこととする。
- 0-6) 予防規程に記載する各々の業務の「責任者」は、例えば、各々の業務の担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること。
- ▶ 責任者とは予防規程に定める使用者等の各々の業務に対し権限及び責任を付与されている者（業務管理・運営上の責任者）のことで、各規制要求事項に対する責任を明確にする観点から記載を要求したものであり、使用者等の実態を踏まえて規定すること  
でよい  
なお、業務を外部に委託した場合には当該委託を管理する責任者を記載することが必要
- 0-7) 放射線障害予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が放射線障害予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規定を活用することはできる。その場合、当該規定の名称を放射線障害予防規程に記載すること。

## ② 職務及び組織【規則21条第1項第1号】(1/3)

- 本号では、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いの安全管理を確実なものとしていくため、事業所等において、放射性同位元素等又は放射線発生措置の取扱いに対し、必要な**組織、責任者及び指揮系統を明確に定めること**を求めている。
  - 1-1) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の**取扱いに従事する者に**関する**職務及び組織、主任者その他の事業所等全体の安全管理に従事する者の職務及び組織並びに主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限等について**、下記の①から③に記載する事項を踏まえて、**体系的に規定**すること。また、安全管理等の一部を同一法人内の別の事業所等が担う場合には、**役割分担及び権限も規定**すること。

なお、他の危険物質等による安全管理の組織が既に設けられ、本号における組織と統合した方が、**実効性のある安全管理が実施できる場合には、統合した組織を規定**してもよいこととする。

    - ① 使用者等は、主任者を選任すること、主任者の資質向上のために、定期講習を受けさせること及び主任者の意見を尊重することから、使用者等の責任者として、これらを確実に実行できる立場の者（組織の長等）を規定すること。

## ② 職務及び組織【規則21条第1項第1号】(2/3)

② 主任者を放射線障害の防止についての監督及び放射線施設に立ち入る者に法律若しくは法律に基づく命令又は予防規程の実施を確保するための**指示が確実に実行できるような立場に位置づけること。**

また、主任者の**職務を規定**すること。なお、主任者を**複数選任している場合には、各主任者の職務の権限を明確**にすること。

▶ 複数の主任者を選任している場合は、実情に合わせて主任者の権限内容を同一とすることも可能であるが、**課題や問題が生じた場合の責任範囲及び判断をする場合の決定の手續等について、あらかじめ明確にしておくことが必要**

また、このような場合、**全部又は一部の主任者が不在の時の同様の手續を、あらかじめ明確にすることが必要**

【例】

- 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- 法第43条の2の規定に基づく立入検査の立ち会い
- 予防規程及び下部規程の作成又は改訂等における確認
- 危険時の措置等に関する対策への参画
- 組織の長への意見具申

## ② 職務及び組織【規則21条第1項第1号】(3/3)

③ 使用者等の実態に応じて放射線施設の維持管理や放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定等を行う責任者並びに放射線業務従事者の管理をする責任者を規定すること。  
なお、主任者が複数の責任者を兼務することは望ましくないが、使用者等の実態に応じ適切な場合には、責任者が主任者であってもよい。

1-2) 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するための委員会又は会議を設ける場合には、その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等を規定すること。

1-3) 放射線業務従事者（事業所等外の組織に所属する者も含む。）を指定するために必要な教育及び訓練並びに健康診断の実施等の手続を規定すること。

### ③ 主任者の代理者【規則21条第1項第2号】(1/2)

- 主任者は、放射線障害の防止についての監督を行う立場にあることから、法第37条の規定では、主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合（休暇等も含む。）であって、かつ、その職務を行うことができない期間中に放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄をする場合には、主任者の職務を代行させるための代理者を選任することを規定している。
- 本号では、**主任者が職務を行うことができない期間中に**放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うときに、使用者等において適切に放射線障害の防止についての**監督等がなされるよう、代理者を選任及び解任する手順並びにその職務を定めること**を求めている。
- なお、主任者が、職務を行うことができない期間が30日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理者の選任の届出を要しないが、代理者を選任しておく必要がある。

## ③ 主任者の代理者【規則21条第1項第2号】(2/2)

2-1) 主任者の代理者（以下「代理者」という。）の**選任及び解任を指定する責任者並びにその手順を規定**すること。

- ▶ 放射線取扱主任者の選任・解任は、使用者等において使用の開始まで又は人事異動等による放射線取扱主任者の交代の際等に組織として手続がなされる他方、代理者の選任・解任は、放射線取扱主任者の旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合が生じたときに行うものであるため、突発的に選任せざるを得ない場面も生じる  
このため、**代理者の職務の遂行に支障が生じないよう、選任・解任の手順について放射線障害予防規程にあらかじめ定めることを求めたもの**

2-2) **代理者の職務及び権限を規定**すること。

- ▶ 法第37条第4項に基づき放射線取扱主任者の職務を代行する場合、代理者の職務及び権限は放射線取扱主任者の権限と同等となるため、第1号の**放射線取扱主任者の職務及び権限の規定に、代理者の職務及び権限を統合することは可能**  
ただし、代理者を複数置く場合は、代理者の職務及び権限を明確にする必要があることから、代理者の職務及び権限の規定を要求

## ④ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(1/4)

- 許可届出使用者及び許可廃棄業者には、法第13条の規定に基づく使用施設等の基準適合義務が課されており、許可を受けた又は届出をした放射線施設を点検し基準を満たすよう施設を維持する必要がある。また、法第15条の規定に基づく規則第15条等の規定による技術上の基準では、放射線施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めており、これも確認する必要がある。
  - 本号では、放射線障害を防止するため、施設を維持するための点検の項目及び点検の手順並びに点検の結果を踏まえ、必要な措置を講じる手順を許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に即して定めることを求めている。
    - ▶ 点検の手順とは、点検の時期、方法、判定の基準等点検に係る細目をいう
- 3-1) 放射線施設の点検に関する責任者を規定すること。



## ④ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(2/4)

- 3-2) **点検を行う放射線施設及び管理区域を規定**すること。また、規則第14条の7から第14条の11までに規定する技術上の基準（以下「**施設基準**」という。）に**適合していること**並びに規則第15条、第17条及び第19条に規定する技術上の基準（以下「**行為基準**」という。）に規定されている**注意事項等を確認できるように放射線施設及び管理区域ごとに点検の項目の細目を規定**すること。なお、届出使用者については、貯蔵施設に加え、管理区域（放射性同位元素を使用する場合にあっては使用の場所、放射性同位元素等を廃棄する場合にあっては廃棄の場所）の点検の項目の細目を規定すること。
- ▶ 点検の項目の細目としては、許可又は届出をした**放射線施設が施設の技術上の基準に適合しているか確認するために必要な内容を規定**すること
- 3-3) **放射線施設及び管理区域ごとに点検頻度を規定**すること。なお、点検の頻度について、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に適合しているかを確認するため、年に2回を標準とし、事業所等における実情に応じて合理的な範囲で実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。ただし、少なくとも年に1回行うことを規定すること。

## ④ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(3/4)

- 3-4) 異常を発見した場合に、措置を講じる手順を規定すること。なお、措置に係る手順には、必要に応じ、作業計画書の作成及び主任者等の確認手順を規定すること。
- ▶ 措置を講じる手順としては、措置を講じるに当たって、放射線取扱主任者等の確認や、必要に応じ作業計画書の作成に関することを規定すること
- 3-5) 放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手続、立ち会い又は立入制限等の手順を規定すること。
- ▶ 放射線業務従事者以外の者が、施設の維持管理のために管理区域内に入る手続、立会い又は立入制限等の手順を規定を要求しているものであり、使用者等の実情に合わせて一般の一時立入と併せて規定してもよい

## ④ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(4/4)

3-6) 規則第22条の3第1項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

- 管理区域でないものとみなされる区域に**立ち入る者の立入りの管理方法**
- 外部放射線に係る**線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度**が、原子力規制委員会が定める線量等を超えないことの確認方法
- 停止期間中に放射線発生装置の使用をする室の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設定していない旨を**掲示するなどの必要な措置**

## ⑤ RI等の使用【規則21条第1項第4号】(1/2)

- 本号では、法第15条第1項の規定に基づく規則第15条第1項の規定による技術上の基準に基づき、**使用する放射性同位元素の密封の有無及び性状等並びに放射線発生装置の性能等の実態に即し、使用の方法を定めること**を求めている。また、規則第15条第2項の規定に基づき管理区域外における密封されていない放射性同位元素の使用をする場合は、管理区域の外にある密封されていない放射性同位元素の総量が1日につき下限数量を超えないなどの適切な管理の方法を定めることを求めている。
- 4-1) **使用に関する責任者を規定**すること。
- ▶ 使用に関する責任者としては、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に関して、**担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定**すること
- 4-2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関し、規則第15条第1項の規定を踏まえ、**許可届出使用者の実態に応じた、具体的な使用の方法を規定**すること。
- ▶ 具体的な使用の方法としては、予防規程に共通する事項（使用方法として具体的な実験計画や要領を定める手続、確認事項等）を記載し、より具体的な使用方法は、**実験計画書や実験要領書に記載された使用の方法を具体的な使用方法と見なすことを放射線障害予防規程又は下部規程に定めることも可能**

## ⑤ RI等の使用【規則21条第1項第4号】(2/2)

4-3) 規則第15条第2項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

- 管理区域外における密封されていない**放射性同位元素等の総量**（複数の使用の場所で使用する場合には、その総量）が**1日につき下限数量を超えないこと**を主任者への報告及び帳簿に記帳するなどの確認方法
  - 管理区域外での保管の禁止、使用の都度、固体状の汚染された物を管理区域内へ持ち帰ること及び使用した場所での汚染を除去することなどの措置を含む取扱いの方法
  - 下限数量を超えない密封されていない放射性同位元素のみを取り扱う従事者に対する規則第21条の2第1項第3号に規定する教育及び訓練の実施
- ▶ 下限数量以下の非密封RIを管理区域外で使用する場合には、**管理区域外における1日あたりの総量が下限数量を超えないことを確認が必要**であることから規定を要求している

## ⑥ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(1/3)

- 使用者等は、法第16条等の規定に基づく規則第17条等の規定による技術上の基準及び法第29条の規定に基づく譲渡し、譲受けなどの制限等を踏まえ、放射線障害の防止のため放射性同位元素等の適切な管理をする必要がある。本号では、**受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄をする放射性同位元素等の性状及び数量等並びに事業所等の実態に即し、規則第21条第1項第4号の規定に基づく使用を除く取扱いの方法を定めることを求めている。**
  - 5-1) **受入れ（譲受け又は借受け）、払出し（譲渡し又は貸付け）、保管、運搬又は廃棄に関する責任者を規定すること。**
  - 5-2) **放射性同位元素等の受入れ又は払出しに関する事業所等内の手続及び受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認方法を規定すること。**
    - ▶ **受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認については、法第29条の譲渡し、譲受け等の制限に抵触しないことの確認でもあることからの要求**

## ⑥ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(2/3)

5-3) 規則第17条の規定を踏まえ、使用者等の**実態に応じた放射性同位元素等の具体的な保管の方法及び貯蔵能力を超えていないことの確認方法を規定**すること。

- ▶ 貯蔵能力を超えていないことの確認については、**法第30条の所持の制限に抵触しないことの確認**でもあることからの要求

5-4) 規則第18条の規定を踏まえ、**運搬の方法**（事業所等外の簡易運搬を行う場合には、その方法を含む。）**及び運搬に関する事業所等内の手続を規定**すること。

5-5) 規則第19条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の**具体的な廃棄の方法**（廃棄を委託する場合は、廃棄を委託する手続を含む。）**を規定**すること。

- ▶ 廃棄の方法については、廃棄の方法に係る考え方及び方針等基本的な事項を記載し、**変わりうる詳細は、下部規程に委任し、下部規程の名称を記載することで対応することが可能**

## ⑥ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(3/3)

5-6) 法第33条の2の規定に基づいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の廃棄事業者へ廃棄を委託する場合には、委託契約において、廃棄を委託した廃棄物が、同法の廃棄の事業の許可の範囲に含まれないことが判明した場合には、当該委託契約を解除できる旨の条項が契約に含まれるべきことを規定すること。

- ▶ 法第33条の2（廃棄に係る特例）に基づき、許可届出使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に放射性同位元素等の廃棄を委託した場合に、廃棄事業者の許可の範囲外であるものを許可届出使用者等に返却できることを契約上担保するための要求  
しかし、廃棄に係る特例については、**原子炉等規制法に基づく廃棄事業者がないことから、当面規定しなくてよい**



## ⑦ 測定【規則21条第1項第6号】(1/3)

- 本号は、法第20条の規定に基づく規則第20条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある**場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めること**を求めている。
  - 6-1) **測定に関する責任者を規定**すること。
  - 6-2) 規則第20条第1項の規定を踏まえ、放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために**最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び測定の方法等を規定**すること。
    - ▶ 「最も適した測定箇所」とは、規則第20条第1項第3号の下欄に掲げるそれぞれの場所について**放射線により最も多く被ばくすると考えられる箇所**又は放射性同位元素による**汚染が最も多いと考えられる箇所**を指している

## ⑦ 測定【規則21条第1項第6号】(2/3)

- 6-3) 規則第20条第2項の規定を踏まえ、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、**測定部位、測定を実施する期間及び使用する放射線測定器等を規定**すること。なお、規則第20条第3項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。
- 6-4) 測定の結果、汚染が発見された場合に行う**汚染の除去の方法等の必要な措置を規定**すること。
- ▶ 許可届出使用者等の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要  
事前に方法を定めることが難しい場合には、**除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めること**により、除染を行う者の安全確保を図ることが必要  
なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細な内容は、**下部規程等において必要な措置を記載**することが可能

## ⑦ 測定【規則21条第1項第6号】(3/3)

- 6-5) 規則第20条第4項に規定する測定の結果の記録の保存期間及び測定対象者に対し記録の写しを交付することを規定すること。
- ▶ 規則第20条の2第1項に基づき、測定の結果を電磁的方法により記録する場合に、当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため単に閲覧させるだけでは不適切ではあるが、当該測定記録を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能であることから、当該記録を電磁的方法により交付する場合には予防規程に定めることが必要

## ⑧ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(1/4)

- 放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、教育及び訓練の時間数を定める告示（平成3年科学技術庁告示第10号）では**使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている**。このため、本号では、許可届出使用者及び許可廃棄業者が**放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びにこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めること**を求めている。
  - ▶ 項目と時間数を見直すことにより、**柔軟な教育訓練を実施することが可能**
  - ▶ 事業者によっては、法定の時間数の訓練のみでは十分な教育訓練が実施できないにもかかわらず、内容を不当に解釈して**過度な時間数の短縮に繋がること**がないようにすることが重要

7-1) **教育及び訓練に関する責任者を規定**すること。

## ⑧ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(2/4)

- 7-2) 規則第21条の2第1項第2号及び第3号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、**初回及び定期の教育訓練の項目及び時間数を決定する手順を定めること。**
- ▶ 今回の法令改正は、事業所における放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、**必要最低限の時間数のみを定め、許可届出使用者等が自ら時間数を決められるようにした**
  - ▶ 許可届出使用者及び許可廃棄業者において、**教育訓練の項目及び時間数を決定する手続、考え方等を放射線障害予防規程において明確にすることを要求**
  - ▶ 例えば、放射線取扱主任者が時間数の案を作成し、事業所の長が決定をすることや、会議の中で決定するなど**許可届出使用者等の実態に即して規定することが可能**

## ⑧ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(3/4)

7-3) 規則第21条の2第1項第5号に規定される管理区域に**一時的に立ち入る者**（規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者も含む。）**に対する教育及び訓練の内容並びに実施方法を規定**すること。

- ▶ 施行規則第1条第8号において、放射線業務従事者は放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るもの、これ以外の者が管理区域に一時的に立ち入る場合に、一時的に立ち入る者に該当
- ▶ 放射性同位元素等の使用形態、取扱等業務の内容は多岐にわたることから、許可届出使用者等は、自らが施行規則第21条の2第1項第2号、第3号及び第5号に規定される者の**範囲を明確化し、必要な教育及び訓練を実施することが重要**

## ⑧ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(4/4)

- 7-4) 規則第21条の2第2項の規定により、教育及び訓練の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有している従事者に対し、**教育及び訓練の省略を行う場合には、省略を判断する者及び省略の基準を規定**すること。
- 7-5) 本号の教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した際に、**本号の教育及び訓練として取り扱う場合には、その手続を規定**すること。
- ▶ 「手続」とは、許可届出使用者等において実施する教育訓練として、同等の内容の外部の研修等の受講をすることをもって教育訓練の受講とみなす場合において、その**判断基準、みなす際の認定手順等**をいう

- 使用の実態に応じた教育訓練（再教育）となるよう、**教育訓練の在り方・内容を自主的・積極的に検討**することを期待
- 実効性のある教育訓練（再教育）が行われるよう、関係者間で議論を深め、使用の実態を踏まえた教育訓練を実施するための項目・時間数の検討・とりまとめを期待

## ⑨ 健康診断【規則21条第1項第8号】(1/2)

- 本号では、法第23条の規定に基づき、放射線業務従事者に放射線障害が発生しているか否かを確認するため、**健康診断の具体的な方法を定めること**を求めている。
- 8-1) **健康診断に関する責任者を規定**すること。
- 8-2) 規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえ、**健康診断を行う時期等を規定**すること。
- ▶ 「健康診断を行う時期等」とは、施行規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえた要求であり、放射線業務従事者**個人ごとに健康診断の時期を定めることを求めたものではない**  
例えば、「放射線業務従事者が管理区域に立ち入る前」、「管理区域に立ち入った後1年を超えない期間」等の規定で充分



## ⑨ 健康診断【規則21条第1項第8号】(2/2)

- 8-3) 規則第22条第1項第5号に規定されている問診（被ばく歴の有無等）及び第6号に規定されている検査又は検診の項目を規定すること。
- 8-4) 健康診断の記録について、規則第22条第2項に規定する健康診断の結果の記録の保存期間及び健康診断を受けた者に対し記録の写しの交付することを規定すること。
- ▶ 規則第22条の2第1項に基づき、健康診断の結果を電磁的方法により記録する場合に、当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため単に閲覧させるだけでは不適切ではあるが、当該健康診断の記録を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能であることから、当該記録を電磁的方法により交付する場合には放射線障害予防規程に定めることが必要

## ⑩ 保健上必要な措置【規則21条第1項第9号】

- 本号では、法第24条の規定に基づき、法第23条に規定する健康診断を受けた結果又はその他の健康診断を受けた結果、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、保健上の必要な措置を定めることを求めている。
- 9-1) 保健上必要な措置を講じる責任者を規定すること。
- 9-2) 規則第23条第1号の規定に基づき、放射線障害を受けた放射線業務従事者又は受けたおそれのある放射線業務従事者に対し、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線被ばくのおそれの少ない業務への配置転換等の保健上必要な措置を講じる方法を規定すること。
  - ▶ 保健上必要な措置を講じる方法は、施行規則第23条第1号の規定を踏まえたもので、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換のほかにも、合理的な措置があれば、その旨規定することは可能
- 9-3) 規則第23条第2号の規定に基づき放射線業務従事者以外の者が、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師の診断、必要な保健指導等の措置を講じることを規定すること。

## ⑪ 記帳及び保存【規則21条第1項第10号】(1/2)

- 法第25条の規定に基づく規則第24条の規定に基づき、使用者等は、許可又は届出の範囲内で放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱っていることを確認することに加え、法令に定める各種基準及び予防規程に定める事項等にいたがって適切な管理を行う上で、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況及びその結果を把握するため、放射線障害の防止に関し必要な事項を記載するための帳簿を備え、記載することとなっている。このため、本号では、**備えるべき帳簿の種類及び保存期間等を定めること**を求めている。

10-1) **記帳に関する責任者を規定**すること。

## ⑪ 記帳及び保存【規則21条第1項第10号】(2/2)

10-2) 規則第24条第1項から第3項までの規定を踏まえ、使用者等の実態に応じ適切な帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所を規定すること。なお、他法令で規定されている帳簿であって、規則第24条第1項各号の規定と合致しており、その帳簿を同号の帳簿として取り扱う場合には、その旨を規定すること。

- ▶ 帳簿の保管場所は、法令により備えるべきと定められている帳簿が散逸しないため、組織として責任を持って保管場所を把握、管理する観点から要求
- ▶ 保管場所は、一カ所でまとめて保管しても、担当部署や記載期間ごとに分けることも可能
- ▶ 保存場所の詳細を下部規程に定めることも可能

## ⑫ 災害時の措置【規則21条第1項第11号】

- 本号では、地震、火災等の外的要因による事故が起こった際に、次号、第13号及び第16号の措置を講じるかどうかを判断するために必要な初動の対応として、**放射線施設並びに放射性同位元素等及び放射線発生装置の被害の状況を確認することを定める**ことを求めている。

11-1) 地震又は火災等が起こったときの初動の対応として下記の①及び②に記載する事項を使用者等の実態を踏まえて規定すること。

- ① **災害の発見者等の対応の手順及び事業者等内の連絡体制**（休日、夜間を含む。）
- ② **施設又は設備等の点検及び火災又は事故等への対応の手順並びに点検及び対応を実施する責任者**

なお、対応の手順については、下記の事項を含めること。

- 点検及び対応の結果を事業所等内の責任者へ連絡すること
- 放射線施設の点検（規則第21条第1項第3号と同様でもよい）の項目一覧
- 地震、火災その他の災害が起こったときに点検を実施する基準

【例】

- 所在市町村（特別区を含む。）で震度5弱以上の地震があった場合
- 放射線施設で火災が発生した場合
- 津波又は河川氾濫等による床上浸水が発生した場合

## ⑬ 危険時の措置【規則21条第1項第12号】

- 本号では、法第33条第1項の規定に基づく規則第29条の規定に基づき放射線障害のおそれ又は放射線障害が発生した場合に必要な措置及びそのために必要な準備を定めることを求めている。

12-1) 規則第29条第1項に規定する**応急の措置を講ずることを判断する責任者及び対応する組織を規定**すること。

12-2) 規則第29条第1項の規定を踏まえ、**講ずべき応急の措置及び実施する責任者を規定**すること。

12-3) **緊急作業に従事する者を定める手順**、緊急作業に従事する者の**線量管理の方法**及び緊急作業に従事した者に対する**健康診断等の保健上の措置を規定**すること。

- ▶ 緊急時に迅速な対応をするためには、平時からあらかじめ**緊急作業に従事する者を指定し、教育訓練を実施することが必要**  
そのため、緊急作業に従事する者を定める手順の規定を要求

## ⑭ 情報提供【規則21条第1項第13号】

- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）によって新設された法第31条の2の規定に基づく規則第28条の3の規定に基づき、原子力規制委員会への事故等の報告を定めた。本号では、事故等の報告を要する**放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、公衆及び報道機関等の外部にも正確な情報を提供し、また外部からの問合せに対応するための方法を定めること**を求めている。
  - 13-1) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の**情報提供を実施する組織及び責任者を規定**すること。
  - 13-2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、**外部に情報を提供する方法及び外部からの問合せに対応する方法を規定**すること。
    - 【例】
      - ・問合せ窓口の設置
      - ・ホームページの活用
  - 13-3) 放射線施設で発生した**事故の状況及び被害の程度等外部へ提供する情報の内容を規定**すること。
    - 【例】
      - ・事故の発生日時及び発生した場所
      - ・汚染の状況等による事業所等外への影響
      - ・事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
      - ・応急の措置の内容
      - ・放射線測定器による放射線の量の測定結果
      - ・事故の原因及び再発防止策

## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(1/5)

- 本号では、事故が発生した際に放射線業務従事者に重篤な確定的影響が生じうる使用者等を対象に、**想定される事象ごとに応急の措置を講ずべき判断基準及び対応の手順をあらかじめ定めることを求めている。**
  - 14-1) 応急の措置を講じる**組織及びその責任者並びに組織を構成する各要員の職務内容を規定**すること。
  - 14-2) 応急の措置を講ずる判断の基準を検知するために必要な**放射線測定器又は機器の種類、応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の種類及び保守点検等の手順を規定**すること。
  - 14-3) 放射性同位元素又は放射線発生装置の区分ごとに、使用者等の実態に即し、あらかじめ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所において**発生しうる事象を想定し、応急の措置を講ずる場合の判断の基準及び判断の基準ごとの講ずべき応急の措置の手順を規定**すること。



## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(2/5)

- ▶ 許可届出使用者の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要、ただし、事前に方法を定めることが難しい場合には、**除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要**
- ▶ 想定される汚染の除染方法を定める場合でも**詳細な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等において必要な措置を記載**することも可能

### 【例】

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示(平成30年1月5日、原子力規制委員会告示2号。以下「告示」という。)第1条第1項第1号に定める放射性同位元素(**放散性RI**)の場合
  - 想定される事象：放射性同位元素の漏えい又は飛散、内部被ばくの発生、管理区域の火災
  - 判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、ダストサンプラーの異常値検出、火災報知器の発報
  - 措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、拡大防止・除染の手順、作業業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(3/5)

- 告示第1条第1項第2号に定める放射性同位元素（**非放散性RI**）の場合(同条第2項の場合を除く。)
  - 想定される事象：遮蔽の喪失、外部被ばくの発生、管理区域の火災
  - 判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、プール水位の異常低下、火災報知器の発報、監視カメラでの異常視認
  - 措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、放射性同位元素の収納又は遮へいの手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順
- 告示第2条第1項第1号(同条第2項の装置を除く。)及び同条第1項第2号(同条第3項の場合を除く。)に定める**放射線発生装置**の場合
  - 想定される事象：外部被ばくの発生、管理区域の火災
  - 判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、火災報知器の発報、人感センサーの検知、監視カメラでの異常視認
  - 措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(4/5)

- 14-4) 当該年度に実施する訓練の計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善に係る手順を規定すること。  
なお、策定する計画には、各年度に1回以上の訓練を実施することを記載すること。
- ▶ 応急の措置に係る訓練の一連の流れを通じ、危険時の事前対策を改善するプロセスの規定を「手順」として要求  
改善内容については、年度ごとに記録することが必要であり、記録は立入検査にて確認
- 14-5) 策定した訓練の計画、実施した訓練の内容、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善結果の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定すること。

## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(5/5)

14-6) 事業者から応急の措置を講じる際に協力を得る最寄りの都道府県警察、消防機関及び医療機関（以下「機関」という。）の機関名、通報連絡先並びに平時から機関に提供しておくべき情報を機関との相談結果を踏まえて規定すること。

- ▶ 警察や消防との連携は、施設において緊急事態が発生した場合、警察による避難誘導や消防による消火・救助等の対応のため、警察や消防が必要とする情報をあらかじめ共有すること等を想定
- ▶ 医療機関その他の関係機関との連携の考え方については、今後、関係省庁等と検討を進め、許可届出使用者に情報提供を実施予定

### 【例】

- 事業者の業務内容及び従業員数
- 放射性同位元素等の所在場所の図面
- 使用している放射性同位元素の核種、数量及び性状
- 応急の措置を講じる場合の責任者並びに通常時の連絡担当者の氏名及び連絡先
- 発生しうる事象並びに応急の措置を講ずる判断の基準及び対応の手順
- 応急の措置を講ずるために必要な設備若しくは資機材又はそれらの保管場所
- 緊急時の連絡先

## ⑩ 業務の改善【規則21条第1項第15号】(1/2)

- 本号では、改正法によって新設された法第38条の4において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たすだけでなく、最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に改善を行う体制及び方法を定めることを求めている。  
なお、他法令等で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その仕組みを活用してもよい。
  - ▶ 業務の改善の取組方法については、特定許可使用者等の実情に応じて、外部評価の活用も含め、適切な体制及び方法の構築を要求
- 15-1) マネジメント層を含む放射線障害の防止に関する業務の改善に関する組織及び責任者を規定すること。なお、マネジメント層とは、必ずしも法人の代表者である必要はなく、評価の結果を踏まえ人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者をいう。また、放射線障害の防止に関する業務の改善とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するために必要な計画、実施、評価及び継続的な見直しを行うことをいう。

## ⑩ 業務の改善【規則21条第1項第15号】(2/2)

- 15-2) 特定許可使用者及び許可廃棄業者の**実態、事故・故障の事例並びに最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順を規定**すること。なお、評価を踏まえた改善を行う手順には、**マネジメント層の関与を含むもの**とすること。
- 15-3) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する**評価及び改善措置の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定**すること。

## ⑰ 管理の状況の報告【規則21条第1項第16号】

- 本号では、使用者等の安全管理を行う組織又は事業所等の責任者等が、法令を確実に遵守するため、原子力規制委員会に報告する事項、報告時期及び報告する責任者等をあらかじめ定めることを求めている。

16-1) 下記の事項に関する報告の手順を規定すること。

- ① 規則第28条の3の規定に該当する事象が生じた場合の報告（事故等の報告）
- ② 規則第39条第2項の報告書（放射線管理状況報告書）の提出（提出期限を含む。）

## ⑱ 廃棄物埋設【規則21条第1項第17号】

- 本号は、廃棄物埋設地の管理の期間及びその終了後において、放射線障害の防止の観点から、放射性同位元素等であって埋設の方法による最終処分を行おうとするものに関して講ずべき措置を求めるものである。現状、廃棄物埋設の事業が見込まれていないが、**事業が見込まれた段階で放射線障害の防止のために講ずる措置を具体的に定めることを求める予定**である。



## ⑱ その他【規則21条第1項第18号】

- 予防規程の目的及び予防規程における用語の解説並びに規則第21条第1項第1号から第17号までに掲げるものに加えて、使用者等が**実態に即し独自に放射線障害の防止に必要な事項を定めること**を求めている。
- 使用者等の**実態に即し、放射線障害の防止に関し必要な事項を規定**すること。

## 4. 予防規程見直しのポイント【1/2】

- 業務の改善、危険時の措置の強化、危険時の措置を講じた場合の情報提供、実態を踏まえた教育訓練の実施等、今回の法令改正に係る主要な事項を、予防規程に反映するよう要求（平成31年8月30日までに変更の届出を要求）
- 規制庁は、立入検査の手法を見直し、従来の逐条的な検査に加え、予防規程(下部規定を含む。)を基にした検査により、法令改正への対応状況を確認する予定

### ※ 放射線障害予防規程が非常に重要

- 業務の改善に係る規制要求に対応するために、主任者に依存することなく、組織全体としての活動、マネジメント層による関与も踏まえた活動となるよう、予防規程を見直すことが必要
- 業務の改善以外についても、事業者の責務規定に鑑み、安全性向上に資する諸活動を組織的に行えるよう、予防規程及び下部規定等を見直すことが不可欠

## 4. 予防規程見直しのポイント【2/2】

- 予防規程は、現状の組織や管理、権限・役割等の実態を洗い出した上で、放射線障害の防止に関し必要な措置を組織的に行えるように、積極的に見直しがされることを規制側として期待
- 業務の改善や予防規程等について、定期的な評価・見直しが自主的に行われていることが重要(活動記録や規程類の改正履歴は、改善活動が積極的に行われていることの指標)
- 積極的に学協会の活動に参加するとともに、学会活動の結果として、規模別・業態別に例示的な予防規程の作成や、改善活動の良好事例の収集・紹介等が行われることを規制側として期待